

2006年7月 日

総理大臣

小泉 純一郎 様

厚生労働大臣

川崎 二郎 様

肝炎訴訟原告団
肝炎訴訟弁護団
肝炎訴訟を支える会
北海道肝炎友の会
日本肝臓病患者団体協議会

ウイルス肝炎患者・感染者救済のための要望書

2006年（平成18年）6月16日、最高裁判所は、わが国におけるB型肝炎の蔓延は注射針と筒をとりかえずに連続使用した予防接種と感染防止に取り組まなかった国の行政にその原因と責任があるとの判決を下しました。

そして、この判決の意義は、B型肝炎のみならず、C型肝炎を含め、ウイルス肝炎患者、感染者（キャリア）の全てに及ぶものです。

現在、わが国のB型、C型を中心とするウイルス肝炎患者・感染者（キャリア）は300万人以上もいるものと推定されているにもかかわらず、その実態は把握されていません。

既に肝炎を発症している患者と肝臓、肝硬変へと進行した患者たちは、治療とその費用に苦しみ、また生活の基盤を失うなど、心身の苦痛のみならず、経済的にも多くの困難に直面しています。

その救済は一刻の猶予も許されないほど深刻かつ急を要しています。

また、発症に至っていない感染者（キャリア）も、いつ発症するのか、そして肝臓、肝硬変への進行におびえながら生活を送っています。

さらには、自分が感染していることすら知らないでいる感染者（キャリア）も少なくはありません。

日常の生活や進学、就労、結婚、地域での生活におけるウイルス肝炎患者・感染者に対する差別、偏見もすさまじく、その患者だけでなく家族をもまきこんだ多くの苦痛や苦悩の中に何の社会的援助も得られないまま、孤立させられている実態が数多く報告されています。

B型、C型を含め、ウイルス肝炎の感染の原因とその被害の蔓延の責任が国にあると、

判断が下された以上、一刻の遅滞もなく、患者・感染者（キャリア）の救済とこれ以上の感染被害を防止するための総合対策を実施するよう強く求めるものです。

要望事項

1. ウイルス肝炎患者・感染者（キャリア）救済と感染被害拡大を防止するための肝炎総合対策を至急確立すること
2. 医療費の自己負担に対する公費助成を一日も早く実施すること
具体的には、医療保険の高額療養費制度の「特定疾病」（自己負担限度額1万円）に指定し、さらに自立支援医療（更生医療）の対象とすること
3. ウイルス肝炎患者・患者（キャリア）の生活支援対策を実施すること
 - ①慢性肝炎、肝硬変、肝癌の患者を障害年金（基礎年金）の対象とすること
 - ②自立支援法による身体障害者の内部障害に「肝疾患」を加えること
4. 全国の肝炎専門治療体制を整備すること
 - ①治療薬・治療法の研究・開発を促進し、早期に健康保険の適用とすること
 - ②全国のどの地域に住んでいてもわが国の医療における最高水準の治療を等しく受けることができるよう、専門医療機関との連携による肝炎治療体制の整備を急ぐこと
 - ③さらに、治療の継続と検査の必要性を患者に理解させるための「ウイルス肝炎健康管理手帳」を作成し、全患者・感染者に配布すること
5. 早期発見、早期治療の体制を実現させるために、公費による検査体制の全国整備を急ぐこと
6. ウイルス肝炎患者、感染者（キャリア）のための相談体制をつくること
肝炎に対する正しい知識の普及と医療機関の選び方や制度の利用を促進するために、全国にウイルス肝炎に関する専用相談窓口を開設すること
7. ウイルス肝炎患者と感染者（キャリア）に対する社会的偏見や差別をとり除くこと
学校や職場、雇用主、家族などに対して、ウイルス肝炎に対する正しい知識を普及し、社会的支援を行なうためにウイルス肝炎に関する進学・就労支援マニュアルを作成し、学校、職場、雇用主等に配布し、研修会の開催などを行なうこと

8. 集団予防接種に起因して肝炎ウイルスに感染した感染被害者に対する謝罪を明らかにし、個別賠償制度をつくること
B型肝炎訴訟最高裁判所判決と同様の立場・条件にある患者、感染被害者に対して個別賠償を実施すること

9. 年に1回、厚生労働大臣との定期協議を実施すること
以上の恒久対策の実施、及び進展状況の確認のため、年1回、当協議会との定期協議を実施すること

以上